

受動喫煙防止対策専門部会における条例骨子（素案）のまとめ

論 点	意見聴取団体からの意見	部会における議論	条例制定の方向性（事務局案（部会長案））	条例骨子（素案）
1 目的・理念	1－1 最終目標の考え方について ○ 「受動喫煙をゼロ」を最終目標として条例に明記すべき。 ○ 法の運用で目的達成は可能。	<input type="checkbox"/> 「受動喫煙ゼロ」の実現は容易ではないが、北海道議会において、平成30年7月に全会一致で「受動喫煙ゼロを目指す決議」が採択された経緯を尊重すべきではないか。 <input type="checkbox"/> 本道のがんの罹患率や死亡率が他県と比較して高いことなどから、道として受動喫煙対策を強化することが重要である。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 条例の必要性として議論してきたように、道民の健康課題として、本道の肺がん死亡率、罹患率ともに高く、また、成人喫煙率が高い本道においては、受動喫煙対策を強化していく必要がある。 ◆ 本道の現状及び道議会決議を踏まえ、道の条例としては、決議と同様に「受動喫煙ゼロ」を目標として位置づけて、道民を始め、国、道、市町村、事業者、施設管理権原者及び関係団体が相互に連携・協力を図りながら、受動喫煙ゼロの実現を目指して対策を進めることが妥当との意見で概ね一致した。 ◆ 北海道健康増進計画すこやか北海道21たばこ対策推進計画との整合性をとって進めるなど、道が総合的に施策を推進するための体制を整備する規定を求める意見で概ね一致した。 ◆ また、これまでの取組及びその成果を踏まえつつ、法に規定する受動喫煙を防止するための措置と相まって、さらに取組を推進することが重要であるという意見で概ね一致した。 	<p>[目的・理念]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 北海道では、これまで受動喫煙の防止に取り組んできたが、成人喫煙率、肺がん死亡率、罹患率ともに高いことから、受動喫煙対策の更なる強化が求められている。 ● 関係機関・団体等が相互に連携・協力を図りながら「受動喫煙ゼロの実現」を目指す。
	1－2 未成年者、妊婦等の対応について ○ 受動喫煙は生命健康に直結する問題であり、未成年者、患者だけではなく、妊婦へ特に配慮することを明記すべき。	<input type="checkbox"/> 法において望まない受動喫煙を防止することを基本理念として、すべての人について規定されているため、条例への規定は不要である。 <input type="checkbox"/> 子ども等への配慮を条例の基本理念に位置づけた場合には、施策への反映が必要である。 <input type="checkbox"/> 子どもや妊婦は受動喫煙による健康影響が特に大きく、望むか望まないに関わらず重点的に対策を行っていくことが重要である。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自らの意志で受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進することに加えて、20歳未満の者、妊婦等を受動喫煙による健康への悪影響から保護するための措置を講ずることは、自然豊かな北海道において未来を担う子ども達を健やかに育てていくため、道が市町村や関係機関等と認識を共有して積極的・重点的に推進する課題として適当であるという意見で概ね一致した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特に、20歳未満の者や妊婦等がたばこの煙にさらされることから守ることが重要。
2 責務	2－1 責務の対象者及び内容について ○ 道は、事業者や喫煙者に対して受動喫煙対策やルール等を周知徹底すべき。 ○ すべての人、保護者も責務の対象とすべき。 ○ 事業者が従業員に対して受動喫煙対策を明記する等の責務を希望。 ○ 改正法の趣旨を踏まえ、業界一丸となって望まない受動喫煙対策を推進。	<input type="checkbox"/> 道に対して総合的に施策を推進する責務を求めるほか、市町村にも、地方自治体として、地方における対策を推進する規定を設けるべきである。 <input type="checkbox"/> 受動喫煙対策はすべての人が関係するため、観光客や喫煙者を含めてすべての人の責務を規定するとよいのではないか。 <input type="checkbox"/> 事業者に対しては、労働基準法等の適用されない多様な雇用形態の従業員についても受動喫煙の防止に配慮が必要で、道の条例で規定されることは意味のあること。 <input type="checkbox"/> 関係団体については、他県条例に「事業者がその業種ごとに組織する団体」の努力義務規定があることなどを参考とし、今回の意見聴取団体の多くが該当する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 責務の対象者については、各委員の意見に対して特に異論はなく、概ね一致した。 > 道に対して、総合的に施策を推進する責務を規定するほか、市町村にも、地方自治体として、地方における対策推進のため、道やその他の関係者との協力が必要である。 > 受動喫煙対策はすべての人が関係するため、観光客や喫煙者を含めてすべての人に受動喫煙の正しい知識を持ち、道や市町村が実施する施策に協力するなどの責務を規定するとよいのではないか。 > 20歳未満の者への対応を基本理念に位置づけ、受動喫煙による健康被害の未然防止など保護者の責務を規定すべきである。 > 事業者に対しては、従業員の受動喫煙の防止に向けて、職場環境の整備や求人の際の説明等に配慮する責務とする。 > 関係団体については、今回の意見聴取団体の多くが加盟員への情報周知などを行っていた現状から、他県条例のように「事業者がその業種ごとに組織する団体」に対して、道の施策への協力等を努力義務とすることにより、効果的な対策の推進が期待できる。 ◆ 道の条例において、20歳未満の者や妊婦等への受動喫煙防止を基本理念に位置づけ、自宅などの私的空间や公園等での喫煙については、禁止ではなく喫煙者が特に20歳未満の者や妊婦等への受動喫煙を生じさせないよう努力義務等で規定することが妥当とする意見で一致した。 	<p>[道の責務]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 受動喫煙防止に関する施策を総合的に推進。 <p>[道民等の責務]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 道や市町村が実施する受動喫煙の防止に関する施策への協力。 ● 20歳未満の者や妊婦等に配慮。 <p>[保護者の責務]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 監護する20歳未満の者に配慮。 <p>[事業者の責務]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 職場の環境整備や道や市町村が実施する施策への協力。 ● 求人の際は、受動喫煙防止に配慮。 ● 事業者団体は、受動喫煙を防止するための取組を推進。 <p>[関係者の協力]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 道、市町村等は、相互に連携を図りながら協力。 <p>[喫煙をする際の配慮等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 喫煙禁止場所以外の場所で喫煙する際に周囲の状況に配慮。 ● 特に、20歳未満の者や妊婦等に配慮。

論 点	意見聴取団体からの意見	部会における議論	条例制定の方向性（事務局案（部会長案））	条例骨子（素案）
3 基本的施策	3-1 道の施策について ○ 道民、事業者への知識の普及、意識啓発、喫煙者へのマナーの周知、受動喫煙対策の推進等を求める。 ○ 複数の団体から、事業者への支援の要望。 ○ 北海道増進計画すこやか北海道21たばこ対策推進計画との整合性をとって進めてもらいたい。	□ 事業者への支援の要望があったことから、道の施策として位置づけるべきである。 □ 道が、総合的に施策を推進するための体制を整備する規定を求める。	◆ 道民、事業者への知識の普及、意識啓発、観光客を含めた喫煙者へのマナーの周知、受動喫煙対策の推進に向けた体制整備、事業者への支援を、道の施策として位置づけるべきであるという意見で一致した。 ◆ また、北海道健康増進計画すこやか北海道21たばこ対策推進計画との整合性をとって進めるなど、道が、総合的に施策を推進するための体制を整備する規定を求める意見で一致した。(再掲)	[望まない受動喫煙の防止に関する施策] ● 道、市町村等は、道民等への知識の普及や意識啓発等の必要な措置を実施。 ● 道は、事業者等の自主的な取組を支援。 ● 道は、市町村等と連携して、必要な施策を推進する体制を整備。
	3-2 家庭内など私的空间での喫煙について ○ 家庭内や車内において、未成年者や妊婦がいる場合は、喫煙しないことを規定すべき。 ○ 私的空間への規制強化に反対。	□ 私的空間での喫煙を禁止することは不適当である。 □ 私的空間であっても、喫煙者が特に子どもや妊婦への受動喫煙を生じさせないよう努力することは重要である。	◆ 道の条例において、20歳未満の者や妊婦等への受動喫煙防止を基本理念に位置づけ、自宅などの私的空間や公園等での喫煙については、禁止ではなく喫煙者が特に20歳未満の者や妊婦等への受動喫煙を生じさせないよう努力義務等で規定することが妥当とする意見で一致した。(再掲)	[喫煙場所の制限等] (再掲) ● 20歳未満の者や妊婦等に配慮。
	3-3 従業員の受動喫煙対策について ○ 従業員を一人でも雇用していれば一律禁煙にすべき。 ○ 求人の際に労働条件に受動喫煙対策を明記するよう事業主に義務づける、社用車内の受動喫煙防止規定など。 ○ 一方、従業員の有無による切り分け措置は、雇用機会の減少や、家族経営の過重労働が懸念。	□ 従業員の雇用形態が多様化しており労働基準法及び労働安全衛生法の規定に該当しない場合があることなどから、道が条例により、労働基準法の適用によらず広く従業員の健康を守るために、事業者に対して受動喫煙防止のための職場環境整備に努めるよう規定するといい。 □ 人材の確保、後継者の育成といった問題も業界にはあるため、そのような点を考慮し、努力義務規定することが適當である。	◆ 従業員が自らの意志で受動喫煙をさけることが必ずしも容易でない場合も想定され、道が条例で規定することにより、労働基準法等の規定に該当しない従業員についても対象として、事業者が受動喫煙防止のための職場環境整備に努めるよう規定することが望ましいとの意見で一致した。 ◆ また、事業者の人材確保や後継者不足の実態を懸念する観点からも、努力義務とすることが適當とする意見があり、部会として意見が一致した。	[事業者の責務] (再掲) ● 職場の環境整備や道や市町村が実施する施策への協力。 ● 求人の際は、受動喫煙防止に配慮。 ● 事業者団体は、受動喫煙を防止するための取組を推進。
	3-4 施設毎の対策について ①道独自の施設区分の設定について ○ 議会、裁判所を第一種施設に含めるべき、既存特定飲食提供施設の面積要件を50m ² 以下とするなど、法の規定による施設区分の変更を求める。	□ 現状では、事業者が、段階的に施行される法改正の規定を遵守するために取り組みを進めているところであり、施設区分を変更することは混乱を招くことになる。	◆ 部会としては、法の区分を基本として施設ごとの対策を議論し、一部の施設に道の独自対策を実施する場合には、第一種施設及び第二種施設を細かく区分して検討するということで意見が一致した。 ◆ 以後の議論は、第一種施設、第二種施設、特定飲食提供施設の区分ごとに行つた。	—
②第一種施設関連	○ 第一種施設は屋外喫煙場所を設げず全面禁煙を求める。 ○ 医療機関を全面禁煙とするなら、精神科病院は一定の準備期間を設けた方が適切。	□ 精神科病院だけではなく、終末期の患者が入院するホスピスでは、喫煙する患者への配慮が必要である。 □ 道条例の基本理念で子どもに対する受動喫煙防止措置を位置づけるのであれば、利用する者が20歳未満である保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等では法の規定よりも対策を強化すべきである。	◆ 第一種施設は、改正法において原則は敷地内禁煙であり、屋外で受動喫煙を防止する措置がとられた場所に喫煙場所を設置することができるが、学校、病院等は、20歳未満の者や患者等の受動喫煙による健康影響が特に大きい者が利用する施設であるため、敷地内禁煙に向けて取り組んでいくことが必要である。 ◆ 医療機関については、入院患者の特性などを考慮する必要があることから、敷地内全面禁煙とする努力義務を規定する場合は、一部の医療機関を除くという条件を付すか、経過措置期間を設けるかといった意見があった。 ◆ 道の条例で、20歳未満の者や妊婦等への受動喫煙防止を基本理念に位置づけ、利用する者が20歳未満である保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等は、敷地内全面禁煙として屋外喫煙場所を設けないよう努めるとする意見で概ね一致した。	[施設における受動喫煙の防止] ● 学校等は、特定屋外喫煙施設を設けないよう配慮。
	③第二種施設関連 ○ 多数の人が利用する施設は敷地内禁煙、飲食店、ショッピングモールの全面禁煙など。 ○ 営業者の加盟する団体からの多数の意見として、一律に禁煙、喫煙とする上乗せ規制は反対、環境整備の判断は事業者に委ねられるべき。 ○ 一部の団体から、社会の流れは禁煙に向かっており、営業者の選択の自由がなくなってきたことから、規制するなら一斉に禁煙とするなど徹底して欲しい。	□ 事業者の現状として、段階的に施行される改正法の規定を遵守するために取り組みを進めているところであり、法を上回る規制は混乱を招くため、周知期間が短い中で定めるべきではない。 □ 屋内禁煙の規制を強化すると屋外での受動喫煙増加が懸念される。	◆ 第二種施設は、小規模飲食店（既存特定飲食提供施設）等の経過措置を除き、原則屋内禁煙で喫煙専用室等の設置が認められており、2020年4月から規定が適用される。 ◆ 法の基準を満たす喫煙専用室によって一定程度受動喫煙を防止できることが期待され、喫煙者がいる現状においては、屋内禁煙を拙速に規制して屋外の受動喫煙を増加させる懸念もあることから、各施設の管理者が法の基準を遵守することを徹底することが適當という意見で部会意見が一致した。	法に準拠 ※ 各施設の管理権原者が法を遵守することを徹底することが適當であり、条例による上乗せ規制は行わない。（今後、法改正や社会情勢の変化など、必要に応じて条例の見直し検討を行う。）

論 点	意見聴取団体からの意見	部会における議論	条例制定の方向性（事務局案（部会長案））	条例骨子（素案）	
3 基 本 的 施 策	3－4 施設毎の対策について ④既存特定飲食提供施設関連	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小規模店の意見を個別に聞いて条例に反映して欲しい、小規模な店舗にとっては法以上の規制は死活問題といった営業者の声が多数。 ○ 法の面積基準は、国で議論された結果であり、面積基準の強化は、事業者へ更なる設備投資を強いるので反対。 ○ 喫煙可能室で受動喫煙が生じることは問題であり、面積基準は50m²以下とする要望。 ○ 従業員について、従業員の有無による切り分け措置は、雇用機会の減少や家族経営の過重労働が懸念されるという意見の一方で、従業員を一人でも雇用していれば一律禁煙とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 小規模店舗にとって、店舗内に喫煙所を設置するのは非常に負担感が大きい。 □ 厳しい規制を課すのは難しいが、積極的に禁煙に取り組んでいる店舗へのインセンティブを与えることは、健康課題への取り組みとしても検討して良いのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 小規模飲食店では、客席面積が100m²以下などの基準を満たす場合に、改正法の経過措置として、室内で飲食できる喫煙可能室を設置することができ、設置する際には、適切な標識掲示とともに、20歳未満を立ち入らせてはならないが、利用客及び従業員への受動喫煙が生ずる懸念がある。 ◆ すべての人が改正法による受動喫煙対策を遵守するために、標識を外国人にわかりやすいものとすることや、事業者が従業員の受動喫煙を防止するよう努めることが重要であるとする意見で概ね一致した。 ◆ さらに、本道の受動喫煙対策を促進する観点から、積極的に禁煙に取り組んでいる飲食店等に対してインセンティブを与えるなど、事業者の取組を支援することが必要であるとして概ね意見が一致した。 ◆ 国では、労働者の安全と健康の保護を目的として、「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」を策定し、労働局から各事業者へ必要な指導を行うこととされている。 	<p>法に準拠</p> <p>※ 標識（多国語の表記）や積極的に禁煙に取り組む事業者へのインセンティブについては、条例とは別に、今後の道の施策等として検討する。</p> <p>【事業者の責務】（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 職場の環境整備や道や市町村が実施する施策への協力。 ● 求人の際は、受動喫煙防止に配慮。 ● 事業者団体は、受動喫煙を防止するための取組を推進。
	3－5 屋外の受動喫煙対策について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一定面積以下の小規模公園における喫煙禁止、屋外においても多数の人が集まる場所での喫煙禁止や路上喫煙禁止等の要望。 ○ 屋内禁煙となると、屋外に公共喫煙場所が必要。 ○ 外国では概ね屋外喫煙可能であり、外国人への喫煙環境の提供が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 家庭や職場でも全面禁煙になると、喫煙者が追い詰められるので、小規模公園であっても、一律禁煙とするのではなく、利用者のいない場所で喫煙する場合は許容されるのではないか。 □ 多数の人が集まる屋外の場所に規制を加えようとすると、このような場所を客観的に定義づけることは難しいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 改正法により、第一種施設の敷地内を除き屋外の受動喫煙を防止する措置は規定されていないが、屋外においても小規模公園における20歳未満の者の受動喫煙や多数の人が集まる場所での受動喫煙が懸念されるところである。 ◆ 小規模公園など、20歳未満の者、妊婦等が多く利用する場所を含め、屋外の喫煙場所を設置する際には、第一種施設の特定屋外喫煙場所の基準のように、人が通常立ち入らない場所に設置するなど受動喫煙を生じない場所とするよう努めることが必要という意見で一致した。 ◆ 建物の出入口その他の人々が相互に近接する利用が想定される場所については、改正法による喫煙禁止場所以外の場所であっても、吸い殻入れ等を設置しないなどの努力義務を定めるとする意見で概ね一致した。 	<p>【喫煙禁止場所以外の場所の受動喫煙対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公園等における受動喫煙防止の取組。 ● 建物の出入口等における受動喫煙防止の取組。
	3－6 加熱式たばこの規制について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 紙巻きたばこと認識は変わらず、同様の規制を要望する意見やWHOや日本呼吸器学会では、加熱式たばこは有害としており、指定たばこ専用喫煙室の設置も認めないとする要望。 ○ 加熱式たばこの健康被害が明らかではないため、法の適用を推進することが合理的。 ○ 加熱式たばこのみ使用可能な店舗が相当数あり、配慮が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 健康影響に関するリスクやエビデンスが十分ではない中で規制を検討するのであれば、根拠となるものを議論する必要がある。 □ たばこ葉には有害物質が含まれていることや、各社の加熱方式が異なることなどから、健康への悪影響がないと証明されるまでの間は、紙巻きたばこ同様に取り扱うことが妥当である。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 部会議論において、加熱式たばこに対する評価が大きく分かれた。 ◆ 国では、加熱式たばこの健康影響に関する科学的知見を蓄積している段階にあり、改正法は「指定たばこ」と位置づけている。 ◆ 指定たばこ専用喫煙室は、20歳未満の入室が禁止されており、20歳未満の者を受動喫煙の健康への悪影響から保護する道の方向性とも一致していることから、現状は法に準拠する取り扱いとし、今後、国における科学的知見の評価が出た時点で、速やかに対応することで意見が概ね一致した。 	<p>法に準拠</p> <p>※ 国では、加熱式たばこの健康影響に関する科学的知見を蓄積している段階であり、「指定たばこ」に関する条例による上乗せ規制は行わない。(今後、法改正等があった際には条例の見直し検討を行う。)</p>
	3－7 標識の種類や内容について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人旅行者も認識できる標識の検討や全国統一の標識の掲示推進が望ましい。 ○ 行政による標識の作成、事業者への配布の要望。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 英語以外の複数の外国語標記が望ましい。 □ 改正法の規定による喫煙場所の標識だけではなく、禁煙の標識を配布するなどして、インセンティブを与え、屋内全面禁煙の取組を推進すると良いのではないか。 □ 北海道が全ての標識を用意して各団体に配布するのは現実的には難しいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 外国語の表記の種類数について条例に定めるものではないと考えるが、多くの外国人にわかりやすい標識とする必要があるという意見で一致した。 ◆ また、全面禁煙を選択した場合には、禁煙標識の掲示を努力義務とするとともに、インセンティブとして、行政が標識を配布するなどして、事業者の取組を支援することが必要であるとして概ね意見が一致した。 	<p>法に準拠</p> <p>※ 積極的に禁煙に取り組む事業者へのインセンティブとして、条例とは別に、今後の道の施策等として検討する。</p>
4 罰 則	道独自の罰則について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各施設における受動喫煙対策の実効性担保のために罰則規程を設けるべき。 ○ 特に未成年者、妊婦が客としても従業員としても守られる運用として罰則が必要。 ○ 法との二重規制の回避、行政の管理監督について平等に実行されるか懸念があり、罰則は必要ない。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 速やかな条例制定ということを勘案すると、日程的に厳しいのではないか。 □ 新たな制限や罰則を設けるには慎重に議論を行う必要があり、また、十分な周知期間も確保する必要があるので、現状では難しいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 独自の罰則を条例で規定している県もあるが、法との二重規制となる場合には、十分な周知期間を設けるなどの配慮が必要である。 ◆ 早期の条例制定が求められている現状では、十分な議論を行うことが難しいことから、罰則は規定せず、道の施策で実効性のある受動喫煙対策を推進する意見で概ね一致した。 ◆ 道条例においては、努力義務の規定に対して罰則規定を設けることにはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 道において、法と連動して実効性のある受動喫煙対策を実施することとし、道条例では罰則規定は設けない。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例の見直し規定が必要。 		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 条例に見直し規定を設けることで意見が一致した。 	<p>【附則】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 条例の施行の日から5年ごとに必要な措置を講ずる。